平成２５年（フ）第１号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―1306号
債務者　久原紳一郎
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３号
神戸市東灘区御影１丁目15番19―102号、従前の住所神戸市中央区北長狭通７丁目１番15号　２Ｆ
債務者　ウッディハイムこと　竹下美代子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８号
神戸市兵庫区東柳原町１番６―501号
債務者　上田かおり
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地１　小禄市営住宅４―1007
債務者　金城　大樹
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９９号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1509番地
債務者　松藤　　慶
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３４号
北九州市小倉南区徳力団地92番401号
債務者　末吉美知代（旧姓八島）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７３号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目18番地10　メゾン若葉203
債務者　松山　奈々
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７号
沖縄県南城市佐敷字新開１―238　シャンポール佐敷Ⅱ223号室、住民票上の住所沖縄県南城市佐敷字佐敷38番地
債務者　仲村　太輝
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５８号
沖縄県那覇市金城５丁目16番地２　エンゼルハイム小禄金城201
債務者　仲田さやか（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６５号
沖縄県浦添市宮城１丁目22番３―205号　ガーデンホワイトシャトー
債務者　大城　祐子（旧姓喜納）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６８号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目458番地５　上間方203
債務者　仲宗根健次
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８４号
沖縄県浦添市牧港２丁目15番５―206号　たてつばる荘
債務者　米田　優子（旧姓西銘）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６号
青森市合浦１丁目10番７号　コーポ西門Ａ―１―２
債務者　中村　弘之
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
青森市大字油川字千刈77番地
債務者　高田恵美子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
青森市大字新城字平岡160番地992
債務者　毛内　　勲
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字花持443番地
債務者　工藤　高則
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
青森県北津軽郡中泊町大字薄市字花持443番地
債務者　工藤　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係